

議案件名（平成30年第2回定例会）

専決処分	2件（条例の一部改正1件、工事請負変更契約1件）
予算案	1件（補正予算1件）
条例案	6件（制定1件、一部改正5件）
一般議案	4件（財産の取得1件、工事請負変更契約1件、議決事件の一部変更2件）

計 13件

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について(千葉市市税条例の一部改正)(平成30年3月31日)
(財政局 税務部 税制課)

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税について、用途変更のあった宅地等に係る課税の経過措置を延長したもの

- (1) 固定資産税及び都市計画税について、用途変更のあった宅地等に係る課税の経過措置を、引き続き平成32年度まで延長する。
※経過措置の内容
納税者負担の均衡を図るため、用途変更のあった宅地等が当初から変更後の用途であったものとみなして、課税標準額を算出するもの
- (2) 施行期日 H30.4.1
- (3) 法改正 H30.3.31公布、H30.4.1施行

- 2 専決処分について(工事請負変更契約について(三角町柏井町線(柏井橋)下部工工事(29-1))) (平成30年3月19日) (建設局 道路部 道路建設課)

契約金額	変更前	251,424,000円
	変更後	308,697,480円
工期	変更前	契約締結日の翌日から平成30年3月30日まで
	変更後	契約締結日の翌日から平成30年6月30日まで (契約締結日 平成29年8月28日)

- (1) 橋台築造のための掘削作業中に底面から地下水が湧出し、止水措置等の安全対策を講じる必要が生じたことから、契約金額及び工期を変更した。

なお、契約金額の変更により議会の議決に付すべき契約となるが、河川区域内における河川の流れを阻害する作業を渇水期間中に完了させるためには、直ちに安全対策を講じる必要があることから、専決処分とした。

※参考

- ・施工場所 花見川区柏井町地内
- ・工事概要 橋台築造1基、橋脚築造1基
- ・請負者 真柄建設株式会社 千葉営業所

(条 例 案)

1 千葉市市税条例等の一部改正について

(財政局 税務部 税制課)

地方税法の一部改正に伴い、中小事業者等による生産性向上に資する設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、市たばこ税の税率を改定するほか、所要の改正を行う。

(1) 中小事業者等による設備投資で生産性向上に資するものとして本市の認定を受けたものに係る固定資産税の課税標準の特例割合を最初の3年度分につきゼロと定める。(H33. 3. 31までの取得分に適用)

(2) わがまち特例による固定資産税の課税標準の特例割合を改める。

※わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた特例割合を法が定める範囲内で条例で決定できるようにする仕組み

対 象 (H30. 4. 1~H32. 3. 31取得分に適用)	特例割合(参酌割合と同率)
水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設	1/2(従前は1/3)
太陽光発電設備及び風力発電設備	規模に応じ3/4又は2/3(従前は2/3)
水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備	規模に応じ2/3又は1/2(従前は1/2)

(3) 市たばこ税の税率を改定するとともに、手持品課税を実施する。

※手持品課税

旧税率で仕入れ、新税率引上げ後の価格で販売するものへの課税

	現 行 (1,000本につき)	改正後(1,000本につき)		
		H30. 10. 1~	H32. 10. 1~	H33. 10. 1~
市たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
手持品課税	—	430円	430円	430円

(4) 個人市民税の均等割の非課税基準額を10万円引き上げる。

ア 扶養親族がない場合

(改定前) 前年の合計所得金額が35万円以下

(改定後) 前年の合計所得金額が45万円以下

イ 扶養親族がいる場合

(改定前) 前年の合計所得金額が35万円×(扶養親族の数+1)+21万円

(改定後) 前年の合計所得金額が35万円×(扶養親族の数+1)+31万円

(5) 施行期日

ア (1)については、公布の日又は生産性向上特別措置法の施行の日のいずれか遅い日

イ (2)については、公布の日

ウ (3)については、H30. 10. 1ほか

エ (4)については、H33. 1. 1

(6) 法改正 H30. 4. 1ほか施行

2 千葉県病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について (保健福祉局 健康部 健康企画課)

医療法施行規則の一部改正に伴い、療養病床を有する病院及び診療所の看護師等の配置基準に係る経過措置を延長する。

- (1) 療養病床に係る看護師等の配置基準に係る経過措置(平成30年3月31日まで)の適用を受けた病院又は診療所で、同年6月30日までに届出をしたものについては、平成36年3月31日まで当該経過措置の適用を受けることができることとする。(国基準と同様の改正)

※経過措置の内容

入院患者6人につき看護師等1人(原則は4人につき1人)

- (2) 施行期日 公布の日
(3) 省令改正 H30. 4. 1施行

3 千葉県旅館業法施行条例の一部改正について (保健福祉局 健康部 生活衛生課)

旅館業法等の一部改正を踏まえ、宿泊者の衛生に必要な措置及び施設の構造設備に係る基準を見直す。

- (1) 旅館業に係る基準について、規制緩和を図る法令改正の趣旨を踏まえつつ、必要な見直しを行う。

<主な改正内容>

ア 宿泊者の衛生に必要な措置

- ・ 客室内における炭酸ガス濃度に係る基準を廃止するとともに、照明については必要な照度を保つこととした上で数値に関する基準は廃止する。
- ・ 水道水以外の水を飲料水として供給する場合は、水質検査を実施するとともに、その記録を3年間保存することとする。

イ 施設の構造設備

- ・ 便所を各階への設置から利用しやすい位置への設置とすることとする。
- ・ 玄関帳場又はフロントを設置する場合は、宿泊者との面接に適したものとすることとする。

- (2) 施行期日 公布の日
(3) 法令改正 H30. 6. 15施行

4 千葉市病院事業のあり方検討委員会設置条例の制定について

(病院局 経営企画課)

病院事業のあり方検討委員会を設置する。

- (1) 病院事業のあり方について調査審議するため、委員会を設置する。
 - ・委員 10人以内(学識経験者等)
- (2) 施行期日 公布の日

5 子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

(こども未来局 こども未来部 こども企画課)

生活保護法により医療扶助のみを受けている者を助成対象外とする。

- (1) 県の子ども医療費助成事業の改正に合わせ、医療扶助のみを受けている者を助成対象外とする。(生活保護法が適用されることにより、医療費の自己負担額に影響なし)
- (2) 施行期日 H30. 8. 1

6 千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(こども未来局 こども未来部 健全育成課)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を緩和する。

- (1) 子どもルーム等に配置する放課後児童支援員の資格要件を緩和し、放課後児童健全育成事業に5年以上従事した者で市長が適当と認めたものを加える。(国基準と同様の改正)
 - <主な資格要件>
 - ア 保育士、社会福祉士、教諭等の資格を有する者
 - イ 大学等において社会福祉学、心理学、教育学等の課程を修了した者
 - ウ 児童福祉事業に2年以上従事した高等学校卒業者等
 - エ 放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した高等学校卒業者等で市長が適当と認めたもの
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 省令改正 H30. 4. 1施行

(一 般 議 案)

1 財産の取得について(消防艇の棧橋) (消防局 総務部 施設課)

取得財産	消防艇の棧橋
所在地	中央区中央港1丁目4番地先
構造	鉄筋コンクリート造
形状	全長 44.40m 全幅 5.01m 杭長 28.50m
取得予定価額	95,009,501円

- (1) 取得の相手方 一般財団法人千葉市都市整備公社
- (2) 建設年度 H20年度(H20.12供用開始)
- (3) 施設の概要 消防艇まつかぜ係留用の棧橋

2 工事請負変更契約について(三角町柏井町線(柏井橋)下部工工事(29-1))
(建設局 道路部 道路建設課)

契約金額	変更前	308,697,480円
	変更後	311,434,200円
工期	変更前	契約締結日の翌日から平成30年6月30日まで
	変更後	契約締結日の翌日から平成30年8月31日まで (契約締結日 平成29年8月28日)

- (1) 橋脚築造のための掘削作業が支障物により遅延したことに伴い、工期を変更するとともに、仮設材の賃料期間の延長等が必要となったことから、契約金額を変更する。

3 議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺3丁目29-2工区)に係る工事請負契約) (都市局 都市部 市街地整備課)

契約金額	変更前	939,600,000円
	変更後	958,458,960円

- (1) 議決年月日 H29.9.15
- (2) 変更の理由
推進工事等によって発生した建設汚泥について、当初設計時の想定を超える自然由来のヒ素・フッ素を検出するなど、処分費用の増額が必要となったことから、契約金額を変更する。

4 議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺3丁目29-3工区)に係る工事請負契約) (都市局 都市部 市街地整備課)

契約金額	変更前	913,680,000円
	変更後	930,275,280円

(1) 議決年月日 H29.9.15

(2) 変更の理由

推進工事等によって発生した建設汚泥について、当初設計時の想定を超える自然由来のヒ素・フッ素を検出するなど、処分費用の増額が必要となったことから、契約金額を変更する。